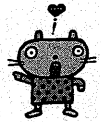




紛争解決センターって、なに？



Q1 どんなときに利用できますか？

- ▶ 事案の種類や金額の多少は問いません。
- ▶ 金銭のトラブル、お隣近所のもめごと、建築紛争、医療に関する紛争、職場でのトラブル、離婚や相続、事故や不法行為による損害賠償など、さまざまな日常のトラブルの解決に幅広く利用できます。

Q2 どんなことをしてくれるのでしょうか？

- ▶ ベテラン弁護士や専門家（建築士・医師など）のあっせん・仲裁人が、公平・中立の立場で、あなたと相手方の双方の言い分をよく聞いたうえで、話し合いによる紛争の解決（和解）をあっせんします。
- ▶ また、双方が合意書を交わして、あっせん・仲裁人に判断を委ねることもできます。あっせん・仲裁人は双方の言い分と証拠をよく調べて結論を出します（仲裁判断）。

Q3 とれくらい時間がかかるのでしょうか？

- ▶ 早期で円満な解決を目指します。おおよそ3か月間程度で解決するよう、関係者の皆さんが努力します。そのため、1回ごとに十分な時間をとって話し合います。

Q4 ADIR法による法務大臣の認証取得によって、 どんなことが変わったのですか？

- ▶ 認証取得により、あっせん・仲裁手続きに次のような新たな効果が生まれました。
- ・ 申立によって一定の場合に時効中断効（消滅時効の進行が停止すること）が認められます。
- ・ 地代の増減額・離婚などの一定の事件については、申立をすれば、仮に話し合いによる解決ができなかった場合でも、別個に裁判所の調停手続を経ることなく、訴訟を提起することができます。

Q5 申込みはどのようにするのでしょうか？

- ▶ 簡単な申立書をセンターに提出していただきます。申立の方法は電話でお尋ねください。申立書の記載方法・提出書類・手数料などのご案内をいたします。

愛知県弁護士会 052-203-1777
同（西三河支部） 0564-54-9449

